

# 協 定 書

札幌市(以下「委託者」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「受託者」という。)  
は、マタニティマークストラップ配布事業の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## (信義誠実の義務)

第1条 委託者及び受託者は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

## (目的)

第2条 受託者は、上記の事業の実施にあたり委託者が必要とするマタニティマークストラップ (以下「物品等」という) に添付する広告物に掲載を希望する広告主を募集、決定し、広告を添付した物品等を委託者の指定する納入期限までに納入しなければならない。また、これに付随する一連の業務を行わなければならない。

2 受託者は、この協定書のほか、広告事業仕様書、札幌市広告掲載要綱、同掲載基準等に定めるところに従い前項に規定する物品等を納入しなければならない。

## (秘密の保持)

第3条 受託者は、業務の履行に際し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## (権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

## (再委託等の禁止)

第5条 受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の性質上特に委託者がやむをえないと認めた場合は、この限りではない。

(監督等)

第6条 委託者は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、協定の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、協定内容の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者の権利保護)

第8条 第2条に規定する物品等に添付する広告物の内容等は、著作権その他の財産権等、第三者の権利を侵害するものであってはならない。

2 受託者は、前項に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任でこれを解決しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第9条 受託者は、業務の遂行上において、前条に規定する事由の他、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(履行検査等)

第10条 受託者は、物品等を納入するときは、その旨を書面をもって委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。)に物品等の検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、第2項の検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(広告物添付の取り消し及び協定の解除等)

第11条 委託者、受託者及び広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告物の添付を取り消し、協定を解除することができる。

- (1) 札幌市協定規則第34条第1項各号のいずれかに該当するとき
- (2) 札幌市広告掲載要綱第9条各号のいずれかに該当するとき
- (3) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時協定を締結する事務所をいう。）の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

2 第1項の規定により広告物の添付を取り消し、協定を解除したことにより、市の広告媒体の再作成が必要になる等、別の損害が発生した場合にあっては、この損害に相当する金額を賠償金として請求することができる。

3 委託者は、行政目的等によりやむを得ずこの協定を解除する必要がある場合で、受託者との協議により受託者が解除相当と認めたとき

4 第1項及び第3項の規定により協定を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害を請求することができない。

（物品等の作成費用）

第12条 物品等は受託者の負担で作成するものとする。

（協定の費用）

第13条 この協定の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(裁判管轄)

第 14 条 この協定に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第 15 条 受託者は、この協定に定めるもののほか、札幌市協定規則及び労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。  
2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

委託者 札幌市

代表者 札幌市長 秋元 克広

住 所

受託者 会社名

代表者